



消防だより

■お問い合わせ
上ノ国消防署
☎ 0139-55-2071

町内で発生した火災に学ぼう！

10月15日（木）から10月31日（土）まで秋の火災予防運動が始まり、期間中は消防車による街頭啓発を行います。

これからの季節は、気温が下がりストーブなどの暖房器具を使用する機会が増えてくる時期となりました。上ノ国町内でも過去に暖房器具使用中に火災が発生した事例を元に火災を未然に防ぎましょう！

事 例

- 1 火災程度 半焼
- 2 死 傷 者 あり
- 3 原因概要 ストーブ上方の物干しに洗濯物を掛けていたところ、長時間乾燥され軽くなった洗濯物が対流熱（※）による上昇気流で運動が発生して物干しから脱落し出火したものの。
※ストーブの上方は、熱による空気の対流が発生しています。その空気の流れが、乾いた洗濯物を運動(揺らす)させる現象。



対 策



洗濯物は乾いてくると水分が蒸発し軽くなるため、ストーブの熱気による空気対流で落下し、ストーブの上や近くに落ちて引火する可能性がありますのでストーブの周囲には燃えやすいものを置かないようにする。

上ノ国町でも火災により尊い命が失われる事例が過去に発生しています。このような事故を防ぐためにも、火の取り扱いには十分に注意するようお願いいたします。

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

■ 老齢基礎年金を受給している方

- 以下の要件をすべて満たしている必要があります
- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- 以下の要件を満たしている必要があります
- ✓ 前年の所得額が約462万円以下である

請求手続き

- ① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方
お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から10月中旬頃から、**請求可能な旨のお知らせを送付します**。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。
- ② 年金を受給しはじめる方
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

- ✓ 日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。
- ▶ 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『ねんきんダイヤル』：0570-05-1165（ナビダイヤル）

年金給付金 検索

